

アートサポーター お申込書 兼 規約

【重要事項】

■ サポーター期間終了後はアートをご返却いただきますので、大切にお取扱い下さいます様お願い申し上げます。

太枠内に記名・捺印して原本をご郵送ください。

- 申込者(以下、甲)は、特定非営利法人ジャパンワイルドライフセンター(以下、乙)が設けるアートサポーターの特典であるワイルドライフファインアート(以下、作品という)をレンタルすることに関して、本規約に同意いただくこととなります。
- 本規約は、甲が書面にて乙に通知し、乙が受領後、受付を完了した時点より適用となります。
- 乙は、作品を、甲の指定する場所に宅配にて引き渡し(レンタル開始日)、甲はレンタル終了後、速やかに乙にご返却ください。
- 作品の破損などにより価値を損ねることがあった場合は甲は乙に弁済をしていただくことがございます。
- 甲は、作品を受け取った日から返却するまでの期間、責任を持って大切に管理してください。
- 地震・水害・噴火などの災害被害で作品が破損した場合、甲の負担にて修復していただきます。
- 作品の設置、保管、使用によって甲および第三者が被害を被った場合には、甲に賠償を請求させていただきます。
- 甲は、利用期間中、乙が提供する乙がロゴマークを名刺・パンフレット等で使用することができるものとします。ただし、商品・サービスの販売目的で使用する場合は乙の事前承認を受けるものとします。
- 甲は、作品の制作者の著作権・肖像権を尊重し、制作者の作品や、氏名・プロフィールを使用する場合は、乙の事前承認を受け、かつ、これらの使用に際し、乙と協議の上、使用料が発生する場合は、使用料を払うものとします。
- 甲は、次に挙げる行為を行ってはなりません。
 - 作品の譲渡・担保入れ・転貸等その他、乙の所有権を侵害する行為
 - 作品に貼付された乙の所有権を明示する標識の隠覆もしくは除去
 - 乙の活動やブランドを傷つけるような反社会的行為及び各種法令・条例等に違反する行為
 - 暴力団等反社会的勢力との取引や活動を共にする行為
 - ご利用の権利を第三者に譲渡、売買、名義変更、質権その他担保に供する等の行為
 - その他甲乙間の信頼を損ねるような行為
- サポーター期間は、引き渡し日より(レンタル開始日)1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙から相手方に対し書面による意思表示がない限り、更に1年間延長されるものと以後も同様とします。
- その他、本規約に定めのない事項や、本契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、双方誠意をもって解決するものとします。

申込者(甲)	〒 ご住所	印
	会社名	
個人の場合 会社名は不要です	お名前(ご担当者) TEL FAX	
お届け先・ご請求先		
※上記と異なる場合は、こちらにご記入ください		

1. 作品のレンタル方法を下記よりお選びください。

- ☐ ① 1年間交換なし
- ☐ ② 1年間に交換あり 作品交換の往復送料はご負担いただきます。

2. ご希望の作品名とアーティスト名をご記入ください。

作品名 _____

アーティスト名 _____

お支払い方法

■ クレジット決済の場合

オンライン決済のみの取り扱いになります。下記サイトにて「アートサポーター」をお選び頂き決済を行ってください。

URL: <http://www.jwc-web.org/payment.html>

■ 口座振替の場合

口座振替申込書をお送り致しますので、ご記入、ご捺印後、JWC事務局までご郵送ください。

当団体 記載欄

		レンタル開始月	商品到着予定日
		平成 年 月 ~	平成 年 月 日 着 予定
		JWC事務局	印

お手数をお掛けいたしますが、原本を下記宛にご郵送お願いいたします。

〒195-0074 東京都町田市山崎町787-17
NPO法人ジャパンワイルドライフセンター
TEL:042-794-9347 FAX:042-794-9348
E-mail: info@jwc-web.org

QRコードはこちら→

